

第4回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月8日(火)午後2時

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員(20名)

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
4番 牛島 孝之	5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳
7番 平井 照也	8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹
10番 高山 和典	11番 國武 覚	12番 溝田 耕一
13番 仁田原 一太	15番 田形 隆徳	16番 大津 達喜
17番 伊藤 正博	19番 松本 敬介	22番 丸林 京市
23番 堤 正義	24番 月足 靖彦	

4. 出席最適化推進委員(36名)

1番 伊藤 正二	2番 池田 和本	3番 橋爪 寿賀夫
4番 生武 光雄	5番 樋口 祐二	6番 中島 敏彦
7番 角 秀次	8番 馬場 一登	9番 末石 敏和
10番 平島 修	11番 大隈 弘志	13番 中嶋 壽敏
15番 室園 千秋	17番 仁田原正一郎	19番 松尾 康則
20番 溝田 正忠	21番 中島 清隆	22番 久木原 美成
23番 馬渡 高人	24番 古賀 則夫	25番 浅田 文男
26番 田中 勝之	27番 水本 敏明	28番 野中 敏光
29番 益本 秀明	30番 森 義則	31番 中島 広伸
32番 東 正洋	33番 野田 和宏	34番 平 和宣
35番 野中 昭男	39番 松崎 保元	40番 中村 善徳
43番 山口 史登	44番 今村 嗣範	45番 二田 俊秀

5. 欠席委員 農業委員(4名)

14番 八田 久男	18番 小川 哲郎	20番 井手 洋一
21番 原 義博		

6. 欠席委員 最適化推進委員(9名)

12番 上村 洋治	14番 松延 清隆	16番 延 和洋
18番 栗原 武治	36番 野中 円三	37番 大石 重信
38番 江上 富男	41番 栗原 英喜	42番 栗原 嘉寿秀

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

議案第 15号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について

議案第 16号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について

報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 17号 農地法第3条の規定による許可処分取消願の処理について

議案第 18号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 19号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について

議案第 20号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 21号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第 22号 農地法第3条第1項にかかる標準処理期間の設定について

8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞希
黒木支所 馬場 祐太 立花支所 中園 弘一 西原 佑美
上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長

皆様こんにちは。まずは、3月19日にはですね、かなり山間部で大雪が降りました。降雪によってお茶に被害が出ておりました、3月31日にはかなりの遅霜といいますか、霜の被害が出ております。キウイなど立花町関係でも被害が出ておりますし、お茶にも平坦部をはじめ、山間部にそういった遅霜の被害が出ておった状況でございました。被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げたいと思います。なお、今日は議案番号の中に出てまいりますけれども、4月1日付けで農業委員会事務局の中にもかなりの異動がっておりますので、議案の中でご説明申し上げたいと思います。それでは本日は令和7年度第4回農業委員会総会を開催いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださりまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

事務局	<p>日程 第1・会議の成立</p> <p>只今の出席委員の数は農業委員<u>20名</u>、 農地利用最適化推進委員<u>36名</u>であります。 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、22番 丸林 京市 委員、23番 堤 正義 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。 案件の朗読を事務局よりお願いいたします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告1件・議案8件を一括議題といたします。 それでは1ページをお願いします。 議案第15号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい、資料の1ページから3ページをご覧いただきたいと思えます。今回につきましては4月1日付けの人事異動に伴うものです。まず農業委員書記を免ずる、退任する職員、ページが1ページから2ページに渡っております。事務局長 栗原 勝久ほか12名です。続きまして就任する職員、ページ数が3ページになります。事務局長 石橋 武ほか7名です。以上でございます。</p> <p>議長 説明が終わりましたが、今回から農業委員会事務局は今まで農業</p>
-----	---

振興課長が兼務しておりましたけれども、局長が新たに農業委員会の事務局としてなっておりますので、ただいま朗読しました石橋 武君が農業委員会事務局長になりました。よろしく願い申し上げます。

ただいま説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

ここで議事を一時中断して退任及び就任する職員の挨拶をお願いしたいと思います

(任免職員挨拶)

それでは議事を再開いたします。

4ページをお願いします。

議案第16号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について八女市農業振興課より説明をお願いします。

農業振興課

こんにちは。農業振興課の角と申します。よろしくお願いします。八女市より農業振興地域整備計画の変更について意見照会をさせて頂いておりますので、内容について説明いたします。まず農業振興地域制度について簡単にではありますが概要を説明させていただきます。

この制度につきましては、優良な集团的農地を守るため、確保すべき農用地等の目標を設定し、今後10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るため優良農地を確保・保全していくためのものです。

そのため、通常、農地に家を建てたりする場合には農業委員会に許可申請を行いますが、農振農用地となっている土地について

議 長	<p>は、その前段で農振農用地からの除外手続きが必要となっております。</p> <p>また、逆に農振農用地になっている土地については、農業上の各種補助事業が受けられるため、農振農用地にするための編入手続きがございます。</p> <p>なお、農振除外の手続きにつきましては</p> <ol style="list-style-type: none">①農用地等以外に用途を供することが必要かつ適当であり、他の土地で代えることが困難なこと②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと③農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと④担い手の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないと認められること⑤農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと⑥農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること <p>以上の6要件を満たしている必要があります。</p> <p>八女市では6月1日～7月15日、12月1日～1月15日の年に2回の申請受付を行っており、今回は令和6年12月1日～令和7年1月15日に受付を行ったものを令和7年3月28日の農業振興地域整備促進協議会にて協議した案件のうち、除外申請14件、用途区分の変更3件について意見照会を行うものです。</p> <p>なお、この協議会には農業委員会からの選出で副会長のお二人と、各地区協議会代表として複数の農業委員の皆様が委員となって頂いており、今回の案件についてもご協議頂いております。</p> <p>詳細については、議案書5ページから10ページのとおりです。</p> <p>農業振興課の説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>農業委員会としては、農業振興地域除外について周辺の営農に影響がない事を要請し、申出のとおり適当であると答申することになります。これにご異議ありませんか。</p>
-----	---

	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので適当であると答申いたします。 それでは11ページをお願いします。 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については9件です。総合計については、14ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地18筆のうち田4筆、畑14筆、合計面積34,910㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理致しました。</p> <p>議長</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 15ページをお願いします。 議案第17号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について番号1番の説明を最適化推進委員45番お願いします。</p> <p>推進委員 45番</p> <p>番号1番についてご説明いたします。こちら令和7年3月5日付けで所有権移転売買ということで農地法3条の許可を受けられていました。しかし所有権移転対象ではない農地を誤って申請していたという事で、今回取消の申請をされるものです。</p> <p>議長</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 はい4番牛島委員。</p>
--	---

農業委員 4番	質問します。面積について1.85㎡で登記・現況ともに田となっていますが、本来これは農地ですか。
事務局	現況が農地法面となっております。
農業委員 4番	現況が田でしょう。ただ植え付けは絶対できないからこれは。それを農地として見ていいのか。
事務局	はい、この件につきましては私の方で調査をさせていただいております。この譲り渡し人の土地に今回戻るわけですけれども、この譲り渡し人の土地の一部になっているんですよ。1.85㎡という事で1㎡という小さい土地がが通常農地になるのかという、ご質問かと思うんですけど、一体的に農地の法面、それから田んぼの灌漑の機能の一部という事で台帳上、田となっております。現況の方も台帳上は地目として田ということになっておりますので、そのまま議案としてあげさせていただいております。
議 長	よろしいですか。ほかにありますでしょうか。 それでは質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 16ページをお願いします。 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を農業委員11番をお願いします。
農業委員 11番	番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番の説明を農業委員9番お願いします。</p>
農業委員 9番	<p>番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人ほか2名の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、4番牛島委員。</p>
農業委員 4番	<p>申請事由として、受け人の耕作利便、ほかにも経営規模拡大とあるのですが、耕作利便とはどういう意味ですか。規模拡大じゃないのですか。</p>
事務局	<p>今回譲り受けの理由としまして、耕作利便と受けております。この理由につきましては、この譲り受け人が今回買い受けられる所の隣の土地を持ってありましたので、耕作するのに便利がいいという事で、耕作利便という事で受けさせていただいておる状況でございます。</p>
議 長	<p>はい、4番。</p>

農業委員 4番	だからその、耕作は利便でしょうけど、目的としては経営規模拡大でしょう。当然同じ方が買われるのだから。その次も耕作利便となっているけれども、本人が耕作利便で申請したとしても、文言はいくつも無い方がいいから、経営規模拡大じゃいけないのかなと思います。
事務局	はい、委員がおっしゃる通り経営規模拡大という事で申請者が言われれば経営拡大という事で、実際に経営は拡大するものですので、それでもお受けできます。ただ、農地法3条では、例えば交換であるとか、耕作利便であるとか新規営農とか何通りかの申請事由がございまして、その内の一つとして耕作利便といった場合は、隣の農地を耕作されていてそこの便利がいいという事で受けている場合がこのようにありますけれども、耕作利便も経営拡大も委員がおっしゃるように経営の拡大という事では同じ事にはなりません。記載について何か変更した方がよければまた委員の皆様にもご議論いただきたいと思っております。
議 長	<p>まあ、あの申請事由については、農地法3条の中でそういった表記の仕方がありますので、今言ったように以前から耕作していた隣の農地を買ったという場合は、耕作利便を使っていくという事でありまして、今までどおりの表記でよかったらそのようにさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですね。</p> <p>はい、それでは次に進みます。地元委員の説明が終わりました。質疑はほかにありますか。なければ質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明を農業委員9番お願いします。</p>

農業委員 9番	番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 はい4番牛島委員。
農業委員 4番	あの申請番号2番3番は、譲り渡し人、譲り受け人共々同一で、理由においても経営縮小と耕作利便となっておりますけれども、別件で出された理由は何かあるのですか。
事務局	はい、番号2番につきましては渡し人が数名という事で別案件とさせていただきます。
議 長	よろしいでしょうか。ほかに質疑はございますでしょうか。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を農業委員7番お願いします。
農業委員 7番	番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

<p>農業委員 22番</p> <p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を農業委員22番お願いします。</p> <p>番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>農業委員 3番</p> <p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を農業委員3番お願いします。</p> <p>番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を農業委員11番お願いします。</p>

<p>農業委員 1 1 番</p>	<p>番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を農業委員15番お願いします。</p>
<p>農業委員 1 5 番</p>	<p>番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明を農業委員15番お願いします。</p>
<p>農業委員 1 5 番</p>	<p>番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を最適化推進委員21番お願いします。</p>
推進委員 21番	<p>番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を最適化推進委員25番お願いします。</p>
推進委員 25番	<p>番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による 耕作困難と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請 です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を農業委員15番お願いします。</p>
農業委員 15番	<p>番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明を最適化推進委員30番お願いします。</p>
推進委員 30番	<p>番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>推進委員 45番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明を最適化推進委員45番お願いします。</p> <p>番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買による申請です。 譲り受け人は、申請地に隣接する土地にある建物を購入され、週の半分を星野村で過ごされながら、自家消費用の野菜を栽培される予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番の説明を農業委員13番お願いします。</p>
<p>農業委員 13番</p>	<p>番号15番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の自家消費による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、2年程前から米を作付けされており農業経験はあります。また今回の申請地の購入と併せて、譲り渡し人所有の矢部村の家屋も購入される予定であり、購入後は矢部村へ移住され自家消費の米、及び野菜を作付けされる予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 2番</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番の説明を最適化推進委員2番お願いします。</p> <p>番号16番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>農業委員 4番</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号17番の説明を農業委員4番お願いします。</p> <p>番号17番についてご説明いたします。譲り渡し人ほか2名の農 業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申 請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

推進委員 15番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番の説明を最適化推進委員15番お願いします。</p>
議長	<p>番号18番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
農業委員 5番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番の説明を農業委員5番お願いします。</p> <p>番号19番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
推進委員	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番の説明を最適化推進委員28番お願いします。</p> <p>番号20番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による</p>

28番	<p>耕作困難と、譲り受け人の自家消費による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>譲り受け人は、申請地に隣接する住居に居住されており、家庭菜園の農地として利用される予定です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号21番の説明を最適化推進委員25番お願いします。</p>
農業委員 21番	<p>番号21番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号22番の説明を最適化推進委員20番お願いします。</p>
推進委員 20番	<p>番号22番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号23番の説明を最適化推進委員29番お願いします。</p>
推進委員 29番	<p>番号23番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号24番の説明を最適化推進委員44番お願いします。</p>
推進委員 44番	<p>番号24番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の自家消費による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人は、星野村に移住されたことで農業に興味をもたれ、 自家消費用の野菜を栽培される予定です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて、議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3功の規定に基づき八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回、福岡県農業推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に所有権移転する件数は1件です。</p> <p>番号1番、譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 24ページをお願いします。 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
議長	

事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって第1種農地および第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地として判断いたします
議 長	続いて農業委員17番説明をお願いします。
農業委員 17番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、年の神橋から市道平野線を南東に約300メートル進んだところにある農地です。（議案書朗読）この土地を貸資材置き場として利用するための申請です。隣接する農地はありません。また、水利については承諾を得られております。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員45番お願いします。
推進委員 45番	3月25日に現地調査を行った結果、申請地の周辺は山林に囲まれており、排水は自然流下および地下浸透で、問題はないと確認しております。
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p>

事務局	農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。
議長	続いて最適化推進委員43番説明をお願いします。
推進委員 43番	番号2番についてご説明いたします。申請地は、星野村にあります大円寺の南側に位置する農地です。(議案書朗読)この土地を、貸駐車場として利用するための申請です。隣接する農地はありません。また、水利については承諾を得られております。
議長	現地調査の報告を農業委員17番お願いします。
農業委員 17番	3月25日に現地調査を行った結果、排水は自然流下および地下浸透で問題はないと確認しております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 25ページをお願いします。 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は宅地化の状況からみて市街地化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。

議 長	続いて最適化推進委員 2 番説明をお願いします。
推進委員 2 番	<p>番号 1 番についてご説明いたします。申請地は、県営宅間田住宅より南西へ 50 メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて資材置き場用地として利用するための申請です。</p> <p>隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。排水は自然流下および地下浸透で、問題はないと確認しております。</p>
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 9 番お願いします。
推進委員 9 番	<p>3 月 26 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は南西側側溝へ放流される計画です。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
事務局	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 2 番の農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は第 2 種農地と判断します。内容は 1 番と同じです。</p>

議 長	続いて農業委員 7 番説明をお願いします。
農業委員 7 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、本村にあります八女警察署福島交番より北西へ 50 メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて駐車場用地として利用するための申請です。 隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 10 番をお願いします。
推進委員 10 番	3 月 26 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生いたしません。申請地の東側から北側に土側溝がありますが、南側から西側へ付け替えをされます。市の建設課とは打ち合わせ済みです。今までの土側溝は払い下げをされます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番の農地区分の説明をお願いします。

事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員4番説明をお願いします。
推進委員 4番	番号3番についてご説明いたします。申請地は、八女市立上妻小学校より西へ50メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて、専用住宅用地として利用するための申請です。 隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員3番をお願いします。
農業委員 3番	3月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水とともに南側側溝へ排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。26ページをお願いします。 続いて番号4番の農地区分の説明をお願いします。

事務局	農地の区分は、宅地等の状況からみて市街地化が見込まれる区域内にある農地であって第2種農地と判断します。
議長	続いて農業委員11番説明をお願いします。
農業委員 11番	番号4番についてご説明いたします。申請地は、八女市室岡にある室岡運動広場より南へ50メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて専用住宅用地として利用されるための申請です。 隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。
議長	現地調査の報告を農業委員2番をお願いします。
農業委員 2番	3月26日に現地と遊佐を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側側溝へ排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 27ページをお願いします。 議案第22号 農地法第3条第1項にかかる標準処理期間の設定について説明をお願いします。

事務局	<p>ご説明いたします。行政手続法第6条において行政庁は、申請に対するまでに通常要すべき標準的な期間である標準処理期間を定めるよう努める事とされております。また農林水産省経営局長通知の農地法関係事務処理において、農業委員会が行う農地法第3条の許可、事務については標準的な事務処理期間を4週間とするとされていることから、それに合わせまして八女市農業委員会においても同様に4週間にあたる28日を標準処理期間に設定したいと提案するものでございます。ご審議の方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。</p> <p>(閉会宣言 15時25分)</p>

令和7年4月8日

議長 月 足 靖 彦

22番 丸 林 京 市

23番 堤 正 義